平成２７年（フ）第３１号
岡山県美作市江見986番地８　バレンタイン通り団地Ａ－５、前住所岡山県美作市江見416番地３
債務者　加百　絵梨
1　決定年月日時　平成27年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第６６号
香川県高松市春日町775－７　グランデ21－210号室、住民票上の住所香川県東かがわ市松原372番地２
債務者　金地　正晃
1　決定年月日時　平成27年５月22日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２号
愛媛県西予市三瓶町津布理２番地２
債務者　酒井　千枝
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２７年（フ）第６１号
長崎県長崎市かき道６丁目５番９号、旧住所長崎県長崎市出島町13番８－1303号
債務者　田崎　　創
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４５号
長崎県諫早市小船越町1176番地６　市住14号
債務者　藤原　純子
1　決定年月日時　平成27年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第４８号
長崎県諫早市飯盛町開1293番地１　小島住宅302、旧住所長崎県諫早市多良見町木床793番地３エミネントたらみ201号
債務者　久保田陽子
1　決定年月日時　平成27年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１３３０号
大阪府寝屋川市黒原橘町26番６号
債務者　山本　優毅
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８４５号
大阪府門真市大池町43番５号
債務者　横山　　一
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８９号
東京都三鷹市大沢２丁目20番26－404号
債務者　高橋　綱子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２９０号
東京都日野市新町１丁目13番地日野新町１丁目アパート10－404
債務者　齋藤　牧子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月15日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６９１号
横浜市南区庚台83番地
債務者　津金　操子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７３１号
横浜市中区吉浜町２番地36　ＢＣＣビル303号室
債務者　副島　　勉
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０２号
東京都西東京市田無町６丁目８番14号
債務者　三笠　　舞（旧姓佐伯）
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３５６号
東京都三鷹市下連雀３丁目15番４号リュウプラタン105
債務者　治田サチ子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３６０号
東京都国分寺市西町４丁目16番地20
債務者　村岡　直美
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２７年（フ）第７７号
神奈川県横須賀市長坂４丁目１番Ｄ－501号
破産者　宮川　　保
1　主文　当裁判所が平成27年５月13日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき、「神奈川県横須賀市衣笠町16番12号　山崎方」とあるのを、「神奈川県横須賀市長坂４丁目１番Ｄ－501号」と更正する。
2　決定年月日　平成27年５月20日
横浜地方裁判所横須賀支部